

(説 明 用)

令和5年2月

介護保険住宅改修のご案内

福津市 高齢者サービス課 介護保険係

TEL 0940-43-8191

FAX 0940-34-3881

介護保険制度では、要介護（支援）認定をお持ちのかたが、住み慣れた自宅で自立した生活を送るため、生活環境を整える小規模なリフォーム（住宅改修）を行ったときは、住宅改修費が支給されます。

住宅改修の要件

<p>1. 対象者</p>	<p>要支援1・2、要介護1～5と認定されたかた</p> <p>★要介護認定申請中のかた 認定申請中に事前申請し、住宅改修を行うことは可能ですが、住宅改修費は認定結果が出た後に支給されます。 認定結果が非該当の場合、住宅改修費は支給されません。</p> <p>★病院や施設に入院（入所）中のかた 入院（入所）中に事前申請をし、住宅改修を行うことは可能ですが、住宅改修費は退院（退所）後に支給されます。 退院（退所）できない場合、住宅改修費は支給されません。</p>
<p>2. 対象となる住宅</p>	<p>被保険者証記載の住所の住宅</p> <p>★一時的に身を寄せている住宅等は、住宅改修費の支給対象外です。</p>
<p>3. 支給対象工事</p> <p>※右記に示す以外にも、認められる場合・認められない場合があります。詳しくは、市高齢者サービス課までご相談ください。</p>	<p>①手すりの取付け</p> <p>○ 廊下、トイレ、浴室、玄関、外通路等、転倒防止・移動のための手すりの取付け</p> <p>× 取付けに際して工事を伴わないもの</p> <hr/> <p>②段差の解消</p> <p>○ スロープ・敷台の設置、敷居の撤去、浴室の床のかさ上げ など</p> <p>× 昇降機、リフト、段差解消機を設置する工事 持ち運びが容易で、取付けに際し工事を伴わないもの など</p> <hr/> <p>③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は道路面の材料の変更</p> <p>○ 居室における畳からフローリングへの変更、浴室のタイルを滑りにくい床材へ変更、外通路を滑りにくい舗装材へ変更 など</p> <p>× 老朽化による床の張替え 浴室の床や浴槽内に、滑り止め防止マットを単に敷く（置く）もの</p> <hr/> <p>④引き戸等への扉の取替え</p> <p>○ 開き戸から引き戸等への取替え、ドアノブの変更、戸車の設置</p> <p>× 戸のない出入口へ新たな戸の取付け 扉のついていない出入口の開口を広げる場合</p> <hr/> <p>⑤洋式便器への便器の取替え</p>

	<p>○ 和式便器から洋式便器への取替え × 洋式便器から洗浄機能付き洋式便器への変更 非水洗の場合の水洗化工事費用 など</p> <p>⑥その他①～⑤の工事に付帯して必要となる工事</p> <p>○ 手すり取付けのため板を打つ下地補強、 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、 扉変更や便器取替えによる扉や便器の処分費用 ※付帯工事は、①～⑤の改修を行うのに伴う最小限のもののみ</p> <p>× 仮設トイレの設置費用、便器取替えにあわせ、非水洗トイレを水洗化する給排水工事 など</p>																						
<p>4. 利用限度額</p>	<p><u>20万円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし1割から3割は自己負担のため、住宅改修費の支給額は18万円から14万円が上限となります。 ・購入にかかる消費税を含めた金額が支給対象です。 ・限度額の範囲内であれば、複数回にわけて利用することも可能です。 ・20万円以上の工事をした場合は、20万円を超えた金額は全額自己負担になります。 ・住宅を転居した場合や、「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合は、再度20万円まで利用することができます。(表1・2参照) <p>【表1 「介護の必要の程度」一覧表】</p> <table border="1" data-bbox="491 1153 1417 1565"> <thead> <tr> <th>「介護の必要の程度」の段階</th> <th>要介護状態区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6段階</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>要介護4</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>要介護3</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>要介護2</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>要支援2 又は 要介護1</td> </tr> <tr> <td>第1段階</td> <td>要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表2】</p> <table border="1" data-bbox="491 1617 1398 1919"> <thead> <tr> <th>初めて住宅改修に着工した日の 要介護等状態区分</th> <th>追加の住宅改修に着工する日の 要介護状態区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援</td> <td>要介護3・要介護4・要介護5</td> </tr> <tr> <td>要支援2 又は 要介護1</td> <td>要介護4・要介護5</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>要介護5</td> </tr> </tbody> </table>	「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分	第6段階	要介護5	第5段階	要介護4	第4段階	要介護3	第3段階	要介護2	第2段階	要支援2 又は 要介護1	第1段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援	初めて住宅改修に着工した日の 要介護等状態区分	追加の住宅改修に着工する日の 要介護状態区分	要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援	要介護3・要介護4・要介護5	要支援2 又は 要介護1	要介護4・要介護5	要介護2	要介護5
「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分																						
第6段階	要介護5																						
第5段階	要介護4																						
第4段階	要介護3																						
第3段階	要介護2																						
第2段階	要支援2 又は 要介護1																						
第1段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援																						
初めて住宅改修に着工した日の 要介護等状態区分	追加の住宅改修に着工する日の 要介護状態区分																						
要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援	要介護3・要介護4・要介護5																						
要支援2 又は 要介護1	要介護4・要介護5																						
要介護2	要介護5																						

※ご注意ください

- 事前の市の承認が必要です。承認申請前に工事に着工した場合、給付の対象外となります！
- 承認決定後、工事の内容に変更が生じた場合は、必ず担当のケアマネジャーや市にご連絡ください。変更の大小にかかわらず、承認決定した内容と工事の内容に相違がある場合、給付対象になりません！
- 工事の内容を変更する場合、必ずケアマネジャー又は市に相談後、当初の承認申請を取り下げ、新たに承認申請をやり直す必要があります。

申請手続きの流れ

① 相談・検討

ケアマネジャー等と相談して改修内容を決め、施工事業者に見積りを依頼します。
※要支援 1・2、要介護 1 かつ申請額5万円以上の場合は地域包括支援センター (Tel:43-0787) 理学療法士に同行訪問を依頼し、住宅改修の必要箇所選等について提案やアドバイスを受けていただいております。同行訪問を経ない場合、原則として自立支援型地域ケア会議(★)の対象となり、会議の結果、内容に変更が必要と判断された場合は、書類を再提出していただきます。

以下の手続きはケアマネジャー等
が代行できます。

②承認(事前)申請書提出

住宅改修の着工前に申請書及び必要書類
(右記参照)を市高齢者サービス課に提出
します。

提出書類…①介護保険居宅介護(介護予防)
住宅改修費承認申請書
②住宅改修が必要な理由書
③見積書
④改修箇所(工事前)の様子が
分かる写真(日付入り)
⑤平面図(及び断面図)
⑥住宅が本人名義以外の場合は承諾書

③事前審査、結果通知

提出された書類の確認・審査を行い、不備がなければ決定通知を交付します(申請日から
約一週間以内に発送)。

④工事着工

⑤支給(事後)申請書提出

住宅改修の完成後、申請書及び必要書類
(右記参照)を市高齢者サービス課に提出
してください。

提出書類… ①介護保険居宅介護(介護予防)
住宅改修費支給申請書
②内訳書
③工事後の写真(日付入り)
④本人宛の領収書原本

⑥住宅改修費の支給

高齢者サービス課で支給申請書類を確認した後、被保険者あてに「支給決定通知書」を送付
し、指定された口座に住宅改修費を振り込みます。
なお、振込日は、原則支給申請書類を提出した月の翌月最終木曜日です。

★住宅改修等の内容を自立支援型地域ケア会議で検討する目的

住宅改修等の内容が高齢者の自立に資するものとなっているかを、理学療法士等のリハビリ専門職をはじめとする専門多職種と介護支援専門員等が協働で検討を行い、本人の有する能力の維持・向上が効果的に行われることを目的とします。